

# 売店設置運営要項

第47回北信越中学校総合競技大会  
富山県実行委員会

## 1 趣 旨

第47回北信越中学校総合競技大会（以下、本大会）における売店の設置及び運営については、売店設置基本方針及び関係法令のほか、この要項による。

## 2 目 的

第47回北信越中学校総合競技大会富山県実行委員会（以下、実行委員会）は、本大会の参加者及び一般観覧者等に便宜を与え、合わせて広く郷土の物品等を紹介することを目的として、競技会場指定区域内に売店を設置する。

## 3 売店設置の条件

実行委員会は、競技会場の使用許可を施設の管理者（以下、財産管理者）に申請する際、会場区域内における売店設置も含めて財産使用許可申請書を提出し許可を受ける。

## 4 出店者の選定

出店者の選定にあたっては、次の事項に留意する。

- （1）営業経験・営業実績ともに顕著で、信頼のできる業者であること。
- （2）過去に関係法令上の違反処分等を受けていないこと。
- （3）その他、実行委員会が認めるもの。

## 5 出店申請

出店希望者は、別紙「出店の事務手続きについて」に示されている必要書類を整え、令和8年6月16日（火）から令和8年7月10日（金）までの間に、実行委員会に提出する。

## 6 出店許可

実行委員会は、申請内容を審査し、適当であると認めたものについて、出店許可書を交付する。

## 7 保健所の許可等

食品衛生関係法令により、許可または届出を必要とする出店希望者にあつては、直ちに営業許可申請書又は業務開始届出書を所轄の保健所に提出し、許可を受けた後、その許可書等の写しを実行委員会に提出すること。

## 8 経費負担

出店者は、売店の設置・運営及び廃止に要する一切の経費を負担すること。また、以下の経費についても応分を負担すること。

- （1）出店者は、テント1張り（館内の場合は1区画）あたり、40,000円を実行委員会または業務委託業者に納入する。（納入先は出店許可後に連絡する。）

- (2) 出店者は、施設使用料や施設の設定する販売手数料及び警備や事務手続きに関する費用を1区画ごとに応分を負担する。負担金額、納入先については、全出店申請が提出されてから連絡する。
- (3) 本要項第13項にある「許可の取り消し」に該当した場合も、本項にある経費の応分は負担すること。(納入後の返金もしない。)

## 9 出店場所及び設置基準

出店の場所は、実行委員会の指定した場所とする。

## 10 取扱物品

売店における取扱物品は、おおむね次に掲げるものとする。

- (1) 売店において調理・加工を行わない食品で、容器、包装等により汚染防止の処置がとられており、食品衛生上の安全度が高いもの。
- (2) スポーツ用品、大会記念品、郷土の物産品、宅配サービス、栄養補給類。
- (3) 写真、写真材料。
- (4) その他、参加者及び一般観覧者が必要とするもので実行委員会が認めたもの。

## 11 遵守事項

出店者及び従業員は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 良識ある売店等の管理・運営を心掛け、実行委員会及び財産管理者の指示には必ず従うこと。
- (2) 物品の搬入・搬出は本大会の運営に支障をきたすことがないよう速やかに行うこと。
- (3) 売店等には、実行委員会が発行した出店許可書を掲示すること。
- (4) 拡声器、音響機類は使用しないこと。

## 12 禁止事項

売店等においては、次の事項を禁止する。

- (1) 出店の権利を第三者に譲渡し、転貸又は売店の管理・運営を委託すること。
- (2) 商品を不当な価格で販売すること。
- (3) 指定された場所以外で立ち売り及び呼び込み販売等を行うこと。
- (4) 危険物を販売すること。
- (5) 出店申請品以外を販売すること。

## 13 許可の取り消し

実行委員会は、出店者が次の各号の一つに該当する場合、出店許可を取り消すことができる。

- (1) 関係法令及び売店設置運営要項等に違反したとき。
- (2) その他、実行委員会及び財産管理者が不相当と認めたとき。

## 14 損害賠償

出店者が施設、販売対象者等に損害を加えたときは、出店者が本大会本部に申し出るとともに、損害を与えた者に賠償の責任を負うものとする。

## 15 原状回復

出店者は大会終了後、速やかに出店に要した諸物品を搬出し、現状に復し、実行委員会の検査を受けなければならない。